

## 令和5年度金ヶ崎町地域協働雪対策事業補助金について

### 1. 補助の対象となる事業

高齢者のみの世帯や、障害をお持ちの方などで自力での除雪が困難な方などの自宅の除雪・排雪作業を自治会などが取り組む事業が対象となります。

また、上記の作業に付随して実施する地域内の除雪・排雪作業も対象となる場合があります。

### 2. 補助の対象となる方

- (1) 自治会
- (2) 自治会の班の単位以上の任意組織で自治会長が認める組織

### 3. 補助金の額

補助の対象となる事業で使用した除雪機の燃料代で、30,000円（1団体、1年度）を限度に補助金として交付します。

なお、補助金は実績払いとなります。

※交付決定日以前の燃料購入費は該当になりません。

### 4. 事業の実施期間

交付決定の日から令和6年3月31日まで

※実績報告書の提出期限は令和6年3月31日となります

### 5. その他

- (1) 申請手順は別添のフローチャートをご覧ください。
- (2) Q&Aを作成しましたので参考にしてください。

## 【Q & A】令和5年度金ヶ崎町地域協働雪対策事業補助金

Q 1. 補助の対象となる地域で取り組む除雪には、どのような内容を想定していますか？

A 1. 地域内の高齢者のみの世帯や障害等をお持ちの方で、自力での除雪が困難な世帯の門口の除雪などを自治会等の事業として実施する場合を想定しています。その他に地域で取り組みたい内容がありましたら、事前に相談してください。

Q 2. 自治会の事業としては難しいと考えていますが、除雪をしてもよいという方が数名います。そのような場合に申請は可能ですか？

A 2. 自治会内で除雪作業を行う人達で任意組織（部）を設置し、取り組みを行っている自治会もありますし、実際に除雪作業を行う人達で自治会と別の組織を立ち上げ、申請することも可能です。

自治会とは別組織で申請する場合は、自治会の同意が必要となります。  
また、補助金はいずれの場合も個人でなく組織への支払いとなります。

Q 3. 自治会の事業として検討していますが、振込先は自治会が通常使っているものとは別にしたいと考えていますができますか？

A 3. 別の振込先とすることは可能です。

Q 4. 班（集落）で事業を実施することは可能ですか？

A 4. 班（集落）の事業を実施することは可能ですが、その班（集落）内で高齢者などの除雪・排雪作業を行うことが条件となります。

Q 5. 除雪機械を使わない場合も補助金の対象となりますか？

A 5. 今回の補助は、除雪機械の『燃料代』となりますので対象となりません。

Q 6. 作業中に事故が発生した場合を想定し、自治会で保険に加入することは必要ですか？

A 6. 町が加入する自治会活動補償保険が適用されますが、作業従事者に謝金等が支給される場合は保険が適用されません。

### 《自治会活動補償保険の補償内容》

入院 3,000円（1日） 通院 2,000円（1日）

死亡 500万円 後遺 500万円

※その他、詳細は自治会長会議の際にお配りした資料をご覧ください